

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢
 必要事項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

中小企業経営セミナー

内容下表の通り。

会場産業振興センター(白石区東札幌5の1)。

申込 9月13日(月)から電話かファクス。ホームページhttp://sangyo.center.sec.or.jp/からの申し込みも可。(先着)

申込先・詳細 産業振興センター ☎820-3033、☎820-3220

| 内 容 | 日 時 | 定員 | 費 用 |
|-------------------|---|-----|--------|
| Access基礎コース | 11月9日(火)、10日(水) 午前9時30分～午後4時 | 20人 | 4,000円 |
| Access中級コース | 11月16日(火)、17日(水) 午前9時30分～午後4時 | 20人 | 4,000円 |
| 電話応対マナーセミナー | 11月12日(金) 午前9時30分～午後5時 | 30人 | 2,000円 |
| ISO9001推進担当者セミナー | 11月18日(木) 午前9時30分～午後4時 | 30人 | 2,000円 |
| ISO14001推進担当者セミナー | 11月19日(金) 午前9時30分～午後4時 | 30人 | 2,000円 |
| 経理中級セミナー | 11月29日(月) 午前9時30分～午後4時 | 30人 | 2,000円 |
| サタデー創業塾 | 11月6日(土)、13日(土)、20日(土)、27日(土)、12月4日(土) 午前10時～午後4時30分 | 15人 | 8,000円 |
| マーケティングセミナー | 11月26日(金) 午前9時30分～午後4時 | 30人 | 2,000円 |

競争入札参加資格の追加申請受け付け

平成16年度の物品・役務お

平成16年度の物品・役務お
 対象引き続き1年以上、市内で事業を営む中小建設業者。申込 9月1日(水)から札幌中小企業支援センター(中央区北

| 期 日 | 会 場 |
|----------|-------------------------|
| 9月8日(水) | 白石区民センター (白石区本通3南) |
| 9月10日(金) | 西区民センター (西区琴似2の7) |
| 9月13日(月) | 中央区民センター (中央区南2西10) |
| 9月15日(水) | 豊平区民センター (豊平区豊平6の10) |
| 9月21日(火) | 北区民センター (北区北25西6) |

※時間はいずれも午前10時～午後4時。

札幌元気基金融資相談会

「札幌元気基金」をはじめとする中小企業融資制度や、信用保証制度などに関する相談を受け付けます。

よび工事・業務の競争入札参加資格の追加申請受け付け。受付期間 10月4日(月)～8日(金)。受付場所 市役所14階契約管理課。

申請書市役所、区役所の売店で販売中。一部500円。

【詳細】 契約管理課 ☎(211) 2152

中小建設業のIT化を支援

内容 中小建設業者が経営改善を目的としてIT(情報技術)機器を導入する場合に、経費の一部を補助。補助対象経費の2分の1以内(限度額20万円)。

【詳細】 工業振興担当 ☎(211) 2362



保険・年金

介護保険料の納め忘れはありませんか

災害などの特別な理由がなく保険料を納めずにいると、介護サービスの利用の際に、保険給付の制限を受けることがあります。まだ納めていない方は、忘れずに納めましょう。

【詳細】 区役所(16階)の保険年金課

国民年金

△60歳以上65歳未満の方も国民年金に加入できます▽
 受給資格期間(25年以上)を満たしていない方や、過去

1西2経済センタービル)で配布する申込書を9月24日(金)までに提出。
 【詳細】 札幌中小企業支援センター ☎(200) 5511

コールセンター

就職希望者を対象とした市内のコールセンター企業12社による合同企業説明会です。

日時 9月17日(金)午後1時～8時。

会場 きたえーる(豊平区豊平5の11)。

【詳細】 工業振興担当 ☎(211) 2362

国民健康保険

に未納期間などがあるため、満額の老齢基礎年金額に近づきたいと希望される方は、年金手帳、印鑑を持参してお住まいの区役所の年金係にご相談ください。

【詳細】 区役所(16階)の保険年金課

加入の届け出は14日以内に▽

国民健康保険に加入する場合、資格が生じた日から14日以内に届け出をしなければなりません。届け出が遅れると、保険料は資格が生じた日までさかのぼって(最高2年間)納めていただくこととなります。届け出の前日までの医療費については、全額自己負担となりますのでご注意ください。

加入資格が生じる場合①市内に居住する方で次のような場合。

①職場の健康保険をやめた、②生活保護を受けなくなった、③加入世帯に子供が生まれた。④市外から転入した(ほかの健康保険に加入できる方を除く)。

△忘れていませんか保険料▽

「こくほ」は皆さんが納める保険料で運営されています。必ず納期限内に納付してください。未納が続くと、預貯金、給与の差し押さえや、療育費、出産一時金などの保険給付差し止めの対象となります。納付が困難な方は、区役所の保

広告欄